

**令和3年度 九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会適正処理部会
廃棄物の適正処理に係る周知啓発及びWebサイト改修業務委託仕様書**

本仕様書は、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会適正処理部会（以下「委託者」という。）及び受託者が締結する契約「廃棄物の適正処理に係る周知啓発及びWebサイト改修」業務委託に関する事項について定める。

1 目的

本事業は、委託者の取組である「PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物」及び「小型充電式電池」について、域内^{※①}住民及び域内事業者に対し、処分期限等について広く周知することで「廃棄物の適正処理」を推進するとともに、オンラインでの情報発信をこれまで以上に強化し、域内住民及び域内事業者が、求めている情報にアクセスし易く、かつ容易に必要な情報を入手できるデザイン・構成とすることを目的に、Webサイト^{※②}の改修事業を実施するもの。

※① 「域内」とは、九都県市の構成自治体である、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市をいう。（以下、同じ）

※② 「Webサイト」とは、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会（<https://www.re-square.jp/>）中、「事業者向け情報（<https://www.re-square.jp/jigyuu/>）」ページをいう。（以下、同じ）

2 事業の対象

域内住民及び域内事業者（以下、「域内住民等」という。）

3 契約期間

契約締結日から令和3年12月24日(金)まで

4 委託内容

域内住民等に対して、「廃棄物の適正処理」に係る普及啓発を図ることを目的に、以下の事業を実施する。

(1) PCB廃棄物の期限内処理に係る周知啓発用広告媒体の作成及び掲載

ア 実施項目

Webページ、ディスプレイ広告の作成及び掲載

イ 実施内容等

- ・P C B 廃棄物のうち、特に処理期限が迫っている高濃度 P C B 廃棄物について処分期間内の処分を促進するため、W e b ページを見た域内住民等に対し、主に「高濃度 P C B 廃棄物の処分期間の終了が迫っていること」、「処分期間内に限り中小企業者等に対して収集運搬費用及び処理費用について負担軽減措置があること」、「P C B 廃棄物の判別方法」及び、「処分手続き」について、効果的に周知啓発を図ることができる広告媒体を作成し、掲載する。

(ア) W e b ページについて

- ・W e b ページは、W e b サイト九都県市首脳会議廃棄物検討委員会（URL <https://www.re-square.jp/>）内、事業者向け情報（委託業務（4）により名称変更予定）内に配置するものとし、作成に際しては、当該W e b サイトの保守管理委託業者と調整するものとする。

(イ) ディスプレイ広告について

- ・ディスプレイ広告は、Y a h o o ! ディスプレイアドネットワーク（YDN）へ掲載するものとし、掲載期間は令和3年9月1日から同年10月15日までの間において1か月程度とし、6,000クリックを目安とする。

(ウ) 共通事項

- ・広告媒体の作成に際しては、主として環境省、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（J E S C O）、経済産業省、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会適正処理部会のW e b サイト等から情報を取得のうえ、作成するものとする。
- ・参考URL
 - 環境省（ポリ塩化ビフェニル（P C B）早期処理情報サイト）
<http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/pcb.html>
 - 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（J E S C O）
<http://www.jesconet.co.jp/>
 - 経済産業省（P C B 含有電気工作物）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/pcb.html
 - 九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会適正処理部会
<https://www.re-square.jp/jigyoub/pcb/>

※上記各項目の実施に係る詳細については、委託者と受託者協議のうえ決定する。

(2) 小型充電式電池の適正処理に係る周知啓発用広告媒体の作成及び掲載

ア 実施項目

Web ページ、ディスプレイ広告の作成及び掲載

イ 実施内容等

・小型充電式電池が原因と疑われる火災や事故が発生しているため、「適切な廃棄方法」及び「不適切な廃棄による危険性」について、Web ページを見た域内住民等へ効果的に周知啓発を図ることができる広告媒体を作成する。

(ア) Web ページについて

・Web ページは、Web サイト九都県市首脳会議廃棄物検討委員会（URL <https://www.re-square.jp/>）内、事業者向け情報（委託業務（4）により名称変更予定）内に配置するものとし、作成に際しては、当該Web サイトの保守管理委託業者と調整するものとする。

(イ) ディスプレイ広告について

・ディスプレイ広告は、Yahoo!ディスプレイアドネットワーク（YDN）へ掲載するものとし、掲載期間は令和3年10月1日から同年10月31日までの間において2週間程度とし、6,000 クリックを目安とする。

(ウ) 共通事項

・広告媒体の作成に際しては、主として環境省、日本容器包装リサイクル協会、一般社団法人JBRCのWeb サイト等から情報を取得のうえ、作成するものとする。

・参考URL

○環境省

https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html

○公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

<https://www.jcpra.or.jp/municipality/dangerous/tabid/757/index.php>

○一般社団法人JBRC

<https://www.jbrc.com/>

(3) その他、広報活動について

・上記（1）及び（2）に掲げる実施内容等のほか、SNSや域内に流通している新聞紙、業界紙への広告掲載等、効果的と考えられる広報手段を企画提案のうえ、実施して差支えない。※実施内容の詳細は、委託者と受託者協議のうえ決定する。

(4) 九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会Webサイト事業者向け情報ページの改修

ア 実施項目

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会 (<https://www.re-square.jp/>) 中、「事業者向け情報 (<https://www.re-square.jp/jigyou/>)」ページの改修

イ 実施内容等

(ア) 基本事項

- i 誰もが利用し易いよう、ウェブアクセシビリティ方針に沿ったデザイン・構成とすること。
- ii スマートフォン、タブレットなど、多様な利用環境に対応可能なサイトとすること。
- iii 利用者が、必要とする情報に視覚的・感覚的に容易にたどり着くことができるホームページとすること。(目的ページまでの階層目安は5クリック程度)
- iv ページアイコンとこれに紐づく各ページの関連性が、ページアイコンを見て容易に想像できること。
- v 改修に際しては、当該Webサイトの保守管理委託業者と調整すること。
- vi ページ名称は「事業者向け情報」から「廃棄物の適正処理」に変更すること。

(イ) 業務内容

- i 「事業者向け情報」ページについて、別添イメージ図(改修後(事業者向け情報ページ)イメージ)のように、各ページのショートカットアイコンを各ページ上段に配置するなど、回遊性を上げる改修を行うこと。
- ii 各アイコンについては、各ページ内容を端的に表す内容を表示することとし、アイコンを見て容易にページ内容が判別できるものとする。
- iii 各ページアクセス数を調査のうえ、アクセス数が低いページ・データファイルについては、ページの統合や非公開とする等、見直しを行うこと。なお、各ページの記載内容については委託者と調整のうえ、最新の法改正が反映された内容とすること。(「廃棄物Q&A検索」ページ内各回答部分を除く。)
- iv ページの構成については、委託者の主要事業である、「PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の期限内処理」及び、「廃棄物Q&A検索」を主なコンテンツとしてページ内上部に配置し、その他のコンテンツは中段以降に配置のうえ、アイコンの大きさに違いを設けるなど、視覚的に主要事業とそれ以外について差を設ける等の改修を行うこと。
- v 「廃棄物の適正処理について」ページなど、1ページ当たりの情報密度が

高いページについては、複数ページに分割を行うなど、利用者の目的とするページまでのアクセスを容易とする改修を行うこと。

- vi 「廃棄物Q&A検索」ページ内上部に、別添イメージ図（改修後（廃棄物Q&A検索ページ）改修イメージ）のように、よくある質問として「石綿含有廃棄物の処理」、「水銀使用製品産業廃棄物の処理」、「家電リサイクル」に係る項目を新たに設置すること。なお、掲載内容については、別途委託者より提供するものとする。

（ウ）作業における注意点

- i 作業者については、以下の要件を満たしていること。
 - (i) HTML及びCSSを利用したWebコンテンツを作成でき、PHPをはじめとする基礎的なプログラム言語について、十分に理解していること。
 - (ii) ワード、エクセル等の基本的なアプリケーションソフトが利用できること。
 - (iii) Adobe Photoshop、Adobe Illustrator 等を利用して、画像を作成及び加工修正できること。
 - (iv) FTPによるファイル転送について理解し、サーバーへのファイルアップロード作業を支障なく行えること。
- ii 原則としてMicrosoft Windows（7、8、10）のOSを搭載したパソコン上で動作するMicrosoft Internet Explorer 11以降、Microsoft Edge、Mozilla Firefox3x以降、Google Chrome 56以降又はApple Mac OS 10.6以降を搭載したパソコン上で動作するSafari 6.x以降、Mozilla Firefox3x以降のブラウザであればいずれも問題なく表示されるコンテンツを作成すること。また、スマートフォンでの表示に対応させること。
- iii 本サイトのアクセシビリティ確保のため、JISX8341-3「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」に適合させるよう努めること。
- iv HTMLで仕様するウェブセーフカラー以外を使用するときは、機器・ブラウザによる発色の違いに配慮すること。
- v 本委託業務の成果品は、本委託業務に係る履行期間終了後において、委託者が本サイトを支障なく維持管理することができる状態で委託者に引き渡すものとする。

（5）事業報告書の作成について

- ・事業終了後、本事業の実施結果に係るデータ（年代別のアクセス数等）等を収集分析のうえ、報告書に取りまとめ、下記のとおり紙媒体及び電子媒体にて、契約完了日までに委託者に送付すること。

- ア 全体事業報告書 A4判 9部
- イ 電子媒体記録物 1式
- ウ その他関係資料 1式

5 留意事項

- (1) 契約締結後、速やかに作業計画書を委託者に提出すること。
- (2) 円滑に本事業を進めるため、委託者を始め連携する事業者と随時連絡をとり、事業内容について十分な調整を図ること。
- (3) 業務内容及び業務の進め方については事前に委託者と協議すること。
また、業務の進行状況等について、委託者に随時報告するとともに、指示を受けること。
- (4) 委託者から依頼があった時は、委託者が設置する部会等に参加し、進捗状況の報告等を行うこと。また、会議出席者の質問等に適宜回答すること。
- (5) 業務内容は第三者に漏えいしてはならないこと。
- (6) Webサイト、啓発ツールのデザイン、標語等の権利は委託者に譲渡すること。
- (7) 本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理すること。
- (8) 本調査で知り得た個人情報については、別紙「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」に従うこと。
- (9) 九都県市域内に緊急事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施に支障をきたす場合には、相手方にその旨を書面により通知し両者協議の上で、契約内容の見直し等必要な措置をとること。

6 連絡体制等

- ・受託者は、本委託業務の契約後遅滞なく、緊急時の連絡体制及び役割分担を定め、委託者へ報告すること。また、問題が発生したときは、速やかに内容及び対応経過を委託者へ報告すること。

7 事業担当

- ・九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会適正処理部会事務局
〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階
電話：043-245-5682
FAX：043-245-5689
E-mail: tekiseishori@city.chiba.lg.jp